

「あいちエコモビリティライフ実践促進モデル事業」募集要項

1. 背景と目的

愛知県は、クルマ（自家用車）を利用して移動する割合が7割超と高く、クルマに依存した交通体系になっており、クルマへの過度な依存は、地球温暖化や交通事故など様々な問題の一因となっています。こうした問題を解決するとともに、少子・高齢社会における交通弱者の移動手段の確保や地域住民の健康づくり、活力のある地域づくりなどを実現していくため、本県では、クルマと公共交通、自転車、徒歩などをかきこく使い分ける「エコモビリティライフ」（以下「エコモビ」）の推進に取り組んでいます。

「エコモビ」の普及・定着に向けては、県民一人ひとりが環境にやさしい交通行動を意識し、実践するとともに、地域に根ざした、地域ならではの取組が各地で行われることが重要と考えています。

こうした中で、地域団体などによる「エコモビ」の実践促進につながる事業を募集・支援し、その経験や成果を広く県内で共有・活用することにより、「エコモビ」の一層の促進を図ることを目的とします。

＜「エコモビ」の実践例＞

- ・クルマばかりに頼らずに近所へは徒歩で、少し遠くでも自転車で出かける。
- ・徒歩や自転車で行けるお店で買い物をする。
- ・週に1度でもマイカー通勤から電車やバス通勤に変えてみる。
- ・駅まではクルマ、そこから電車に乗り換える。

2. モデル事業の内容

- 愛知県内のコミュニティ、自治会、町内会、商店街、学校、民間企業、NPOなどから「エコモビ」の実践促進につながる事業の提案を募集し、モデルとなる優れた提案について、県が支援・協力を行いながら具体化を図ります。
- 提案の具体化に当たっては、県が別途委託する業者（株式会社都市研究所スペースア）を通じて支援・協力を行います。
- 実施団体の経験や成果を共有し、県内各地で広く活用するため、報告会の開催や成果報告書の作成・周知等を行います。

3. 募集の対象者

次のいずれかに該当する団体等を募集の対象者とします。（この事業のために新たに設立された団体等を含みます。）

- (1) 愛知県内のコミュニティ、自治会、町内会、こども会、PTA、老人会、商店街など地域に根ざした団体
- (2) 学校（研究室、サークルを含む）、各種団体、民間企業、NPOなどで愛知県内もしくは県内の一定の地域を対象に活動を行っている団体（政治的・宗教的な目的に特化した団体は除きます。）

※ 市町村や交通事業者は、単独での募集対象者とはなりません、モデル事業のサポート役として関わっていただくことは可能です。

また、市町村や住民団体、交通事業者等で構成されている地域公共交通会議（道路運送法施行規則に定められた組織）については募集対象とはなりません、地域住民が主体となって公共交通の維持・向上などを目的に取り組んでいる協議会等は対象とします。

4. 募集の内容

「エコモビ」の実践促進につながる事業の企画提案とします。例えば、次のような取組が考えられます。また、これらのほかにも、過度なマイカー利用から、電車やバス、自転車などの利用への転換を促す取組も対象になります。

- ① 電車やバス、自転車などの利用を促す地域住民によるイベントやまちづくり活動
- ② 電車やバスの便利さや楽しさなどを学ぶ乗り方教室・環境学習等の実施
- ③ 観光振興や産業・まちの活性化と一体となった電車やバスなどの利用促進の取組
- ④ 電車やバスを利用して商店街で買い物した利用客に対する割引やサービスの実施など

※ なお、応募できるのは、他の団体（県の他事業を含む）等から助成金等の資金支援を受ける予定がない事業です。

これまでのモデル事業の概要は「知って得するエコモビ実践ガイド」に掲載してあります。

エコモビ 実践

検索

① の事例ー地元の農事組合法人うりぼうでは三岐鉄道北勢線車内で新鮮な野菜を販売（三重県いなべ市）



<http://www.net-uribou.jp/contents/?p=288>

② の事例ー子どもたちが自分たちの交通行動を見直すきっかけをつくり次世代に担い手を啓発する（大阪府岸和田市）



<http://www.pref.osaka.jp/toshikotsu/kankuyogakusyu/index.html>

③ の事例ー市内を訪れる観光客などが駅から観光地などへのアクセス手段として自転車等を利用するコミュニティサイクル（兵庫県神戸市）



<http://www.kobe-machi-chari.jp/>

提供：神戸市環境局環境創造部地球環境課

④ の事例ー商店街へバスで訪れて買い物をした利用者に対して、バスの無料券や割引券を発行（神奈川県横浜市）



<http://www.city.yokohama.lg.jp/koutuu/ki gyo/newsttopics/2009/n20090916-2.html>

5. 応募の方法・企画提案書の提出先

(1) 提出書類

「「あいちエコモビリティライフ実践促進モデル事業」企画提案書（別添様式）」に必要事項を記入（8ページ以内、手書きも可）の上、提出してください。

企画提案書の電子データは、愛知県のホームページ「知って得するエコモビ実践ガイド」からダウンロードできます。

(URL：<http://www.pref.aichi.jp/kotsu/ecomobi/>)

エコモビ 実践

検索

なお、企画提案書様式の郵送を希望される場合は、株式会社 都市研究所スペース（委託業者）までご連絡ください。

(2) 提出方法

- 郵送、持参または電子メールにより提出してください。（ファクシミリによる応募は不可とします。）
- Eメールの場合、提出書類はワード（Microsoft Word）形式で作成するとともに、事前に電話連絡した上で送信してください。受領を確認した場合には、受領確認メールを送信しますので、受領確認メールがない場合は連絡してください。
- なお、3MB（メガバイト）を超える大きな容量のデータは受け付けることができない場合がありますので、3MBを超える場合は、郵送もしくは持参していただきますようお願いいたします。

(3) 募集期間

企画提案書の募集期間は、平成23年7月6日（水）から平成23年8月12日（金）午後5時（必着）までとします。

(4) 企画提案書の提出先

株式会社 都市研究所スペース（委託業者）

〒460-0008

愛知県名古屋市中区栄五丁目1-32 久屋ワイエスビル8F

電話：052-242-3262

Eメールアドレス：ecomobi@spacia.co.jp

(5) その他

- ① 1 団体から提出できる企画提案書は 1 提案とします。
- ② 応募に関する費用については各応募者でご負担ください。
- ③ 提出された企画提案書は返却しませんのでご了承ください。
- ④ 採用された企画提案書について、著作物に該当するものを含め、県は「エコモビ」推進事業その他の用途に無償で利用できるものとします。

6. 説明会の開催

(1) 日時

平成 23 年 7 月 20 日 (水) 午前 10 時 30 分から正午まで

(2) 場所

あいち NPO 交流プラザ会議コーナー

愛知県女性総合センター (ウィルあいち) 2 階 (名古屋市東区上堅杉町 1)

※ 出席を希望する場合は 7 月 19 日 (火) の午後 5 時までに、別紙様式に機関・団体名及び出席者、連絡先等を記入の上、ファックスまたはメールで「5 (4) 企画提案書の提出先」まで連絡してください。なお、説明会への出席は企画提案書の提出条件ではありません。

7. 審査及び選定結果

(1) 審査・選定方法

学識経験者や県職員等で構成する審査委員会において、書類審査により選定します。

(2) 審査基準

審査委員会では、以下の項目を総合的に評価して審査します。

① 事業の有効性

・ 地域の実情を活かし、「エコモビ」の普及・定着に大きな効果が期待できるか。

② 事業の波及効果

・ モデル事業として、県内の他の団体等への波及が期待できるか。

③ 事業の実現可能性

・ 事業計画、スケジュールや予算配分、実施体制や市町村・他の団体等との連携・協力など、事業の確実な実施が期待できるか。

④ 事業のテーマ性

・ 先進的なアイデア、新たな視点に基づくユニークなテーマや内容となっているか。

⑤ 事業の継続性・発展性

・ 今回の取組をきっかけとして、今後継続的な取組や事業の発展が見込めるか。

(3) 通知

選定結果は、審査の終了後、速やかにすべての応募者に対して通知します。

8. 実施期間

実施期間は、選定通知のあった日 (平成 23 年 9 月 予定) から平成 24 年 2 月 29 日 (水) まで (報告書の作成・提出を含む) とします。

9. 実施方法

審査委員会で選定された団体と県との間で協議の上、別途県が委託する業者（株式会社都市研究所スペース）の支援・協力を得ながら、実施していただきます。

10. 事業に対する県の支援額

- 1団体当たり40万円（取引にかかる消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、提案の内容に応じて決定します。事業に係る経費は40万円を超えないようしてください。
- なお、県が各団体等に支援する全体額は120万円以内です。
- また、経費の支払いについては、原則として、事業終了後に支払う予定です。
- ただし、特別な理由がある場合は、全部または一部を前金払いすることも可能です。

11. 事業に係る経費の支払い等

事業に係る経費については、県が事業の支援・協力を委託する業者（株式会社都市研究所スペース）から支払われます。

12. 事業の成果

（1）成果報告書の提出

事業の終了に合わせて、平成24年2月29日（水）までに成果報告書を株式会社都市研究所スペース（委託業者）に提出していただきます。

なお、成果報告書は、図表や写真等を含めてA4判で10ページ以内をワード（Microsoft Word）形式で作成し、電子データと合わせて提出するものとします。

（2）成果報告会の実施

事業の成果は、県が開催する成果報告会（平成24年3月開催予定）において発表していただきます。

（3）成果の取扱い

成果報告書に関する著作権は県に帰属するものとします。ただし、実施団体が自ら利用することは自由とします。

13. その他

この要項に定めのない事項については、県及び実施団体との協議により決定するものとします。

14. 問合せ先

この事業に関する問い合わせ先は下記のとおりです。

愛知県地域振興部 交通対策課 エコモビリティライフ推進グループ

電話：052-954-6125（ダイヤルイン）

FAX：052-961-3248

電子メールアドレス：kotsu@pref.aichi.lg.jp